

令和 5 年 9 月 1 日

議 案

9 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第34号

常総市防災基本条例の一部を改正する条例について

常総市防災基本条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の措置を講ずることができるよう、平常時から情報共有を図る目的で避難支援等を要する者の名簿情報等について、本人の同意を得ることなく関係者へ提供することを原則可能とする旨の規定の整備を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市防災基本条例の一部を改正する条例

常総市防災基本条例（令和2年常総市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 予防対策（第8条—第15条）」を

「第3章 予防対策

第1節 通則（第8条—第15条）

第2節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等（第16条—
第22条）

「第16条—第18条」を「第23条—第25条」に、「第19条」を「第26条」に、「第20条」を「第27条」に改める。

第8条の前に次の節名を付する。

第1節 通則

第12条第4項から第6項までを削る。

第20条を第27条とする。

第5章中第19条を第26条とする。

第4章中第18条を第25条とし、第17条を第24条とし、第16条を第23条とする。

第3章に次の1節を加える。

第2節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第16条 市長は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ円滑に行うことができるよう避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

（名簿情報の提供）

第17条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者の

同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報（避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

- (1) 市の区域内の消防機関
 - (2) 警察
 - (3) 民生委員
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 常総市消防団
 - (6) 自主防災組織
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、名簿情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。
- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

（名簿情報の適正管理）

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報を提供するとき、名簿情報の提供を受ける者に対して、次に掲げる措置を講ずるよう求めるものとする。

- (1) 名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置
 - (2) 避難支援等を円滑に行うための体制の整備
- 2 前条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、名簿情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。
- 3 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第19条 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らし

てはならない。

(個別避難計画の作成)

第20条 市長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

(個別避難計画情報の提供)

第21条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次項において同じ。）の同意を得ることなく個別避難計画情報（個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者等（避難行動要支援者及び避難支援等実施者をいう。次条において同じ。）が、個別避難計画情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該個別避難計画情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

(準用)

第22条 第18条及び第19条の規定は、個別避難計画情報の提供を受けた者について準用する。この場合において、第18条（見出しを含む。）中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第19条中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、「避難行動要支援者」とあるのは「避難行動要支援者等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第49条の11第2項の規定により提供されてい

る名簿情報はこの条例による改正後の常総市防災基本条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第1項の規定により提供された名簿情報と，法第49条の15第2項の規定により提供されている個別避難計画情報は改正後の条例第21条第1項の規定により提供された個別避難計画情報とみなして改正後の条例の規定を適用する。

議案第 35 号

常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96
条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、心身障害者福祉センターの利用者が負担する料金に係る規定の整理を
行うほか、その算定に当たり引用する法律の改正に伴い、用語の整合を図る等の
改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市中心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市中心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成2年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

第9条の見出しを「（利用料）」に改め、同条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「介護給付費」を「訓練等給付費」に改める。

第13条第4号中「センターの使用料」を「第9条に規定する利用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、用語の整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、用語の整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置を新たに定める改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間における」を「当分の間，」に，「令和2年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で，放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第39号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4005	伊左衛門新田町659-1	伊左衛門新田町675-2

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第40号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4006	大生郷新田町1117-3	大生郷新田町1117-1

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第41号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4007	大生郷新田町1169-4	大生郷新田町1168-1

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第42号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4008	大生郷町5895-2	大生郷町5905-2

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第43号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4009	大生郷町2944-1	大生郷町3448

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第44号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4010	大生郷町2826-4	大生郷町2644-1

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第45号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4011	花島町398-1	花島町2734-2

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第46号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4012	花島町2813-1	花島町2810-3

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第47号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
4013	花島町345-2	花島町334-1

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第48号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
4014	花島町287-1	花島町302-2

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第49号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5063	三坂町4827	三坂町4931

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第50号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5064	三坂新田町1535-1	三坂新田町1566-1

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第51号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5065	上蛇町3836-2	上蛇町3840-3

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第52号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5066	上蛇町1585-2	上蛇町1588-5

提案理由

本案は、圏央道4車線化事業に伴い、既存の生活道路の機能補償として付け替えを行った道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第53号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
2128	大生郷町3573	大生郷町3570

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業により道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第54号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
2 1 3 2	大生郷町3 7 3 8	大生郷町3 7 3 7 - 2

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業により道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第55号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1125	旧	三坂町4827	旧	三坂町5103-1
	新	三坂町5026	新	三坂町5103-1

提案理由

本案は、三坂町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第56号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2048	旧	大生郷新田町1119	旧	大生郷新田町1161-1
	新	大生郷新田町1119	新	大生郷新田町1117-3

提案理由

本案は、大生郷新田町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第57号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2106	旧	大生郷町4122-1	旧	大生郷町3579
	新	大生郷町4122-1	新	大生郷町3570-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第58号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2125	旧	大生郷町3727-4	旧	大生郷町3723-2
	新	大生郷町3727-4	新	大生郷町6185-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第59号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2127	旧	大生郷町3568	旧	大生郷町3575
	新	大生郷町3568	新	大生郷町3570-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第60号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2129	旧	大生郷町3664-1	旧	大生郷町3661
	新	大生郷町3579-1	新	大生郷町3661

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。。

議案第61号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2177	旧	大生郷町3549-1	旧	大生郷町3526
	新	大生郷町3549-1	新	大生郷町3529-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第62号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2176	旧	大生郷町5811	旧	大生郷町5795
	新	大生郷町5800-1	新	大生郷町5795

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第63号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2178	旧	大生郷町3527	旧	大生郷町5758
	新	大生郷町3534-1	新	大生郷町5758

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第64号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2182	旧	大生郷町3451-1	旧	大生郷町3434
	新	大生郷町3451-2	新	大生郷町3434

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第65号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2184	旧	大生郷町5233	旧	大生郷町3328
	新	大輪町721-2	新	大生郷町3328

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第66号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2187	旧	大生郷町2947	旧	大生郷町2644-1
	新	大生郷町2947	新	大生郷町2892-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第67号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2188	旧	大生郷町2885-1	旧	大生郷町2888-1
	新	大生郷町2885-1	新	大生郷町2884-1

提案理由

本案は、大生郷町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第68号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2465	旧	大輪町724-1	旧	花島町1452
	新	大輪町722-3	新	花島町1452

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。

議案第69号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2479	旧	大輪町725-8	旧	大輪町708
	新	大輪町725-8	新	大輪町722-4

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の終点を変更するため、これを提出する。

議案第70号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2480	旧	大輪町721	旧	大輪町732-1
	新	大輪町736-1	新	大輪町732-1

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、圏央道4車線化事業に伴う既存の道路の機能補償として、道路の付け替えを行ったことから、当該路線の起点を変更するため、これを提出する。